第5次京都市男女共同参画計画

令和6年度推進計画

京都市では、平成15年12月に「京都市男女共同参画推進条例」を制定し、本市における男女共同参画社会づくりの指針を明らかにするとともに、条例に規定する計画である男女共同参画計画に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進しています。本推進計画は、令和3年9月に策定した「第5次京都市男女共同参画計画」に基づき、令和6年度における各局等の実施事業を取りまとめたものです。

令和6年3月

目 次

| 基本目標1 | 性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現 |
|---------|---------------------------------|
| | |
| 施策の方針 1 | 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画促進・・・1~5 |
| 施策の方針 2 | 女性活躍の推進・・・・・・・・・・・・・5~8 |
| 施策の方針3 | 男女共同参画の視点での「市民力・地域力」の向上・・・9~14 |
| | |
| 基本目標 2 | あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現 |
| | |
| 施策の方針4 | DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶・・・・・・15~20 |
| 施策の方針 5 | さまざまな困難を抱える方への支援・・・・・・・20~22 |
| | |
| 基本目標3 | 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現 |
| | |
| 施策の方針 6 | 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育・・・・・・・23~25 |
| 施策の方針7 | 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり・・・・26~28 |

基本目標1 性別による格差がなく、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現

施策の方針 1 仕事と生活の調和と、男性の家庭生活への参画促進

① 多様で柔軟な働き方の促進や仕事と家庭生活等の両立支援

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|---------------------------------|--|-------|-------------------------|----|
| 1 | 1 | 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。 | | 共生社会推進室 | |
| 2 | 1 | 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 | 家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 3 | 1 | 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 | 企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、 社会的責任(CSR)の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組ん でもらえるような実践例について、ポータルサイト(京都style「真のワーク・ラ イフ・バランス」応援WEB)等により周知啓発を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 4 | 1 | 1 | 「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進 | 経済団体等と行政(京都市・京都府・京都労働局)が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。 | | 共生社会推進室 | |
| 5 | 1 | 1 | 企業向け人権啓発講座の開催 | 企業に社会的責任(CSR)の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでもらえるよう、講座の開催を通じて周知・啓発を行う。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 6 | 1 | 1 | 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 | 企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信するこどで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、京の企業「働き方改革」自己診断制度を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。 | | 産業企画室 | |
| 7 | 1 | 1 | OK企業認定システムの推進 | 市内の全事業所を対象に、父親の子育て参加に理解がある企業を「OK企業」 (O:おやじの、K:子育て参加に理解がある)として登録・認定し、講演会や広報誌を通して、広く情報発信を行うなど、真のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会機運の醸成を図る。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推 進担当 | |

② 男女が共に安心して子育てできる環境の整備

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|-------------|--|----------------|-----------|----|
| 8 | 1 | 2 | 京都はぐくみ憲章の推進 | 京都はぐくみ憲章の理念の普及啓発を推進することにより、事業者による勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備を促進し、従業員の仕事と子育てを含む家庭生活、地域における活動及び社会貢献活動との調和を図ることができるような社会環境づくりを進める。 | 子ども若者はぐく み局 | はぐくみ創造推進室 | |
| 9 | 1 | 2 | 学童クラブ事業 | 小学校1~6年生の昼間留守家庭児童に、放課後の安心・安全な居場所を提供し、 これらの児童を健やかに育成する事業を実施する。 | 子ども若者はぐく み局 | 育成推進課 | |
| 10 | 1 | 2 | ファミリーサポート事業 | 育児の援助を受けたい人(依頼会員:おねがいさん)と育児の援助を行いたい人(提供会員:おまかせさん)とが会員となって、子育てを支え合う事業を実施する。 | 子ども若者はぐく み局 | 育成推進課 | |
| 11 | 1 | 2 | 放課後ほっと広場 | 児童館等が設置されていない地域において、「放課後まなび教室」と「学童クラブ機能を有する事業」を融合した「放課後ほっと広場」を実施する。 | 子ども若者はぐく み局 | 育成推進課 | |

| 12 | 1 | 子育て支援情報発信の充実 2 | 令和6年1月にリリースしたウェブサイト「はぐくーもKYOTO」にて、子ども・子育てに関する施策やイベントなどの情報を効果的に発信するほか、AIを活用した子育ての疑問を解決できるチャットボットを運用する。また「京都はぐくみアブリ」では子育てに役立つ情報発信の他に、成長の記録等を家族で共有できる機能を提供する。 | 子ども若者はぐく | 育成推進課 |
|----|---|-------------------------------------|---|----------------|----------------------------|
| 13 | 1 | 地域子育て支援ステーションの運営 2 | より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、京都市内の全ての 児童館、保育園 (所) 及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定 し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供など、子育て中の家庭を対象と した様々な取組を行う。 | 子ども若者はぐく み局 | 育成推進課 |
| 14 | 1 | - 地域で支える~すくすく子育て応援事業 2 | 地域の子育て応援者が赤ちゃんが誕生した家庭にお祝い訪問し、子育て家庭に身近な子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域の子育てサロンやつどいの広場等への参加を促す。 | | 育成推進課 |
| 15 | 1 | 子どもを共に育む「親支援」プログラム~ほっこり子育てひろば~ 2 | 子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」において、交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援するものが結ばれ、喜びと共に子どもを育んでいくことを目指す。 | 子ども若者はぐく み局 | 育成推進課 |
| 16 | 1 | 青少年のための親学習プログラム 2 | これから親になる世代である青少年を対象に、乳幼児等とのふれあいを通して、親 としての心構えや必要な知識・技術等を学べるプログラムの周知を図り、青少年の 参加の促進を図る。 | 子ども若者はぐく み局 | |
| 17 | 1 | 2 子育て支援短期利用事業 | 家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的 に養育する事業を実施する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 |
| 18 | 1 | スマイルママ・ホッと事業 2 | 支援が必要な産後の母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもを健やかに育むことができるよう、産科医療機関及び助産所等でショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポート等の支援を行う。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 |
| 19 | 1 | 子ども医療費支給事業 | 子どもにかかる医療費の一部を支給する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 |
| 20 | 1 | 第三子以降及び多胎の出産をサポート!産前産後ヘルパー派遣事業 | 母親が第三子以降の子又は多胎児の出産前後で、家事又は育児を行うことが困難な 家庭に、家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 |
| 21 | 1 | 家庭訪問型継続的個別支援 | 児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問などによる 支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、安定した児童の養育を図る。 | | 子ども家庭支援課 |
| 22 | 1 | 親子の健康づくり講座(プレママ・パパ教室・親子で楽しむ健康教室) | 妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に関する講習等を実施するプレママ・パバ教室や乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐるみの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 |
| 23 | 1 | 妊娠期からの子育で支援 (こんにちはプレママ事業) | 母子健康手帳交付時に、全ての妊婦に保健師が面接を行い、妊婦の不安や育児環境等に対する相談支援を行う。また、初めての妊娠で不安が強い初妊婦や面談を希望する妊婦、継続的な支援が必要な妊婦に対して、安心して子育てができるよう妊娠中から子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が家庭訪問等を行うことで相談支援を行う。 | 子ども若者はぐく | 子ども家庭支援課 |
| 24 | 1 | 新生児等訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が 訪問し、育児に必要な保健指導を行う。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 |
| 25 | 1 | 子育て支援事業2 | 保育園 (所)・幼稚園・認定こども園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」の取組や子育て支援の中核施設としての様々な事業を実施する。 | 7 7 7 | 子育て支援総合セ ソターこどもみらい 館 |
| 96 | | 親子のための相談LINE | コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、子育てや親子間の悩みごとなどの相談を受け付ける「親子のための相談LINE」事業を実施する。 | 子ども若者はぐく み局 | 児童福祉セン ター |
| 26 | 1 | 2 保育所等待機児童ゼロの継続 2 | 「京都市子ども・子育て支援事業計画」に定める幼児教育・保育提供体制の確保や、保育の担い手確保の取組等により保育ニーズに応えることで、年度当初における国定義の保育所等待機児童ゼロの継続に取り組む。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 41 | 1 | 4 | 1 | I | |

| 28 | 1 | 幼稚園、保育園、認定こども園等における障害のある子どもの受入れの推進 2 | 障害のある子どもが地域の身近な幼児教育・保育施設で教育・保育を受けられるよう、受入体制の整備を図るとともに、保育園等に積極的に受入れの促進を働きかけることで、更なる受入れの拡充を図る。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
|----|-----|--|---|----------------|-----------|
| 29 | 1 | 病児・病後児保育の実施 2 | 一時的に病気中や病気回復期にある子どもの保育を行う、病児・病後児保育事業について、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域的なバランスを考慮して提供体制を拡充する。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 30 | 1 | 時間外(延長)保育事業の実施 2 | 就労時間の長時間化等に伴う時間外保育へのニーズの高まりに対応するため、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる提供体制を確保する。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 31 | 1 | 保育園・認定こども園における一時預かり事業 (一般型) 及び幼稚園における預かり保育等の実施 | 保育園、認定こども園において、保護者の傷病等、多様なニーズに対応し、子どもの一時的な保育を行う一時預かり事業 (一般型) を実施するとともに、幼稚園においても、保護者の子育でを支援するため、通常の教育時間の前後や夏期休業期間中などに実施する預かり保育を実施する。また、保護者の就労等を支援するため、国が定める一時預かり事業(幼稚園型 Π)の基準を満たす形で、保育を必要とする2歳児の定期的な受入れを促進する。 | み局 | · 分体秘口又拔至 |
| 32 | 1 | 保育園、認定こども園における多様な保育サービス(休日保育、夜間保育) 2 の提供 | 保護者の様々な保育ニーズに応えるため、保育園、認定こども園において、休日保育や夜間保育を提供する。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 33 | 1 | タイプ | 多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額の軽減又は免除により、保護者負担の軽減を図る。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 34 | 1 | 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施 2 | 2019 (令和元) 年10月からの幼児教育・保育の無償化について、保護者の利便性の向上や幼稚園等の事務負担の軽減の観点を踏まえ、関係団体との連携のもと、円滑な実施に努める。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 35 | 1 | 地域子育て支援拠点事業の推進 | 家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に 対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置 を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の 緩和、子どもの健やかな育ちを支援する。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 36 | 1 | 地域に開かれた施設運営の一層の推進(幼稚園、保育園、認定こども園等) 2 | 地域の子育て支援や、家庭や地域における子育て機能の向上を目指すため、幼稚園、保育園、認定こども園等において、園庭開放等による親子の居場所づくりや、幼児・保護者同士の交流促進、子育ての悩み相談などの子育て支援の事業を推進する。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 37 | 1 | 医療的ケア児保育支援事業の実施 2 | 日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(医療的ケア児)が、保育施設等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう施設等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活及び保護者の就労支援の向上を図ることを目的とする。 | 子ども若者はぐく み局 | 幼保総合支援室 |
| 38 | 1 | SNS等を活用した相談支援 2 | 市民が相談したいタイミングで妊娠・出産・子育で等に係る悩みや不安について相談することができるよう相談支援を実施する。 さらに、不妊・不育、望まない妊娠等に関する様々な悩みは周囲に相談しにくく、 一人で抱え込んでしまう傾向にあり、そのような悩みを気軽に相談できる相談支援 を実施する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 |
| 39 | 1 | 市営住宅における子育て世帯向け住宅の優先募集の実施 2 | 市営住宅の入居者募集の際に、中学生以下の子どものいる世帯等に対し、優先募集 枠を設ける。 (事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当) | 都市計画局 | 住宅管理課 |
| | | カウンセリング等教育相談体制の充実 | 市立学校におけるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、こ どもパトナでの教育相談(カウンセリング)等により、それぞれの児童生徒の状況 | 教育委員会 | 生徒指導課 |
| 40 | 1 2 | に応じた適切な支援を行う。 | 教育委員会 | 教育相談総合センター | |
| 41 | 1 | 市立幼稚園における預かり保育の実施 2 | 市立幼稚園全園において、保護者の就労状況等にかかわらず預かり保育を必要とする家庭を対象に、長期休業期間中を含む平日午前8時から午後6時まで預かり保育を 実施する。 | 教育委員会 | 学校指導課 |
| | | ! | • | | |

③ 介護者の負担軽減につながる介護サービスの実施

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|---|--|-------|---------|----|
| 42 | 1 | 3 | 高齢者あんしんお出かけサービス事業 | 認知症の高齢者等が外出して戻れなくなった場合に、位置を特定できる小型GPS端末機を貸出すことにより、対象高齢者等を早期に発見し、事故などを未然に防ぐ。 令和2年8月から、他人をけがさせたり、物を壊したりするなど法律上の賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 43 | 1 | 3 | 老人福祉員設置事業 | ひとり暮らし高齢者等を対象に、市長が委嘱する老人福祉員が安否確認や話し相手 等として訪問する。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 44 | 1 | 3 | 健康すこやか学級 | 概ね65歳以上の自立認定者等を対象に介護予防に関する講座等を開催する。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 45 | 1 | 3 | 緊急通報システム事業 | ひとり暮らし高齢者等に対し、消防局に即時に通報できる専用装置を貸与する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 46 | 1 | 3 | 家族介護用品給付事業 | 要介護4以上の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、介護保険の 給付対象外となる介護用品と交換できる給付券を交付する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 47 | 1 | 3 | 日常生活用具給付等事業 | ひとり暮らしや認知症のある高齢者等に対し、日常生活用具(自動消火器、電磁調 理器)を給付する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 48 | 1 | 3 | 配食サービス事業 | 高齢者への栄養のバランスがとれた昼食の提供、併せて安否確認を行う。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 49 | 1 | 2 | 短期入所生活介護緊急利用者援護事業 | 介護保険の要介護認定で、要支援又は要介護と認定された市内在住の方が、虐待などの理由により緊急にショートステイの利用が必要となり、通常のショートステイの受け入れ先を探したものの見つからない場合に、市内の短期入所施設を利用し、緊急時に速やかに対応する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 50 | 1 | 3 | 認知症介護実践研修の開催 | 認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 50 | 1 | 3 | 「すこやか進行中!!~高齢者のためのガイドブック~」の発行 | 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに、介護保険制度及び高齢者 保健福祉施策を総合的に紹介し、要介護高齢者から元気な高齢者まで、地域の高齢 者やその家族がサービスを利用するときの手引書となるよう、サービスの内容、利 用手続、利用者負担、相談連絡先等を掲載した冊子を発行する。 | | 介護ケア推進課 | |
| 52 | 1 | 2 | 長寿すこやかセンターの運営 | 高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らすことができるよう、高齢者の社会参加の促進及び権利擁護その他の高齢者の福祉の増進並びに社会福祉に関する市民の活動促進を図ることを目的として、高齢者介護に関する相談や研修、介護家族交流会等を実施する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 53 | 1 | 3 | 高齢者介護専門研修の開催 | 高齢者の介護に携わる職員を対象とした研修を実施する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 54 | | 3 | 特別養護老人ホーム等の整備 ・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護拠点 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 等 | 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の介護保険施設や地域密着型サービスの介護サービス基盤整備を進める。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |

④ 男性にとっての男女共同参画の意義の理解促進及び実践促進

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|--|--|-------|-------------------------|----|
| 58 | 5 1 | 3 | 男女共同参画センター「学習・研修事業」 | 男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、共同参画の視点を持った生涯学 習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 56 | 3 1 | 3 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 | 家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 57 | 7 1 | 3 | 父親の子育て参加と地域の子どもは地域で育てる活動を推進する「おやじの 会」事業 | 「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に、京都市内の学校・幼稚園等を単位に活動する「おやじの会」は、地域の子どもは地域で育てる土壌づくりを推進するため、子どもに関する様々なふれあい活動や地域行事等への参画を通じて、地域の子どもたちの健やかな育ちを促す。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推 進担当 | 再掲 |

⑤ 企業における男性の家庭への参画促進に向けた環境整備

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|---------------------------------|---|-------|---------|----|
| 58 | 1 | 5 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 59 | 1 | 5 | 「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 | 企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、 社会的責任(CSR)の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組ん でもらえるような実践例について、ポータルサイト(京都style「真のワーク・ラ イフ・バランス」応援WEB)等により周知啓発を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再揭 |
| 60 | 1 | 5 | 「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進 | 経済団体等と行政(京都市・京都府・京都労働局)が連携して京都における女性の 活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女 性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |

施策の方針2 女性活躍の推進

① オール京都での女性活躍推進

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|--|--|-------|------------------|----|
| 61 | 2 | 1 | Films a Part of the Assessment of the Marketine of the Assessment of the Marketine of the Assessment o | 経済団体等と行政(京都市・京都府・京都労働局)が連携して京都における女性の 活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女 性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 62 | 2 | 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 63 | 2 | 1 | 女性起業家応援プロジェクト(LED)関西への参画 | 近畿経済産業局が推進する「女性起業家応援プロジェクト」にパートナーとして参画するなど、女性起業家の創出に向けた取組を支援する。 | | 産業イノベー ション推進室 | |

② あらゆる分野における女性活躍の推進

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|-------------------------|--|-------|---------|----|
| 64 | 2 | 2 | 家族経営協定の普及 | 家族経営協定として商工・サービス業や農林業などに従事する女性がその活動に見合う正当な評価を受けることができるルールづくりの必要性について、ホームページなどを通じて周知を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 65 | 2 | 2 | 「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進 | 経済団体等と行政(京都市・京都府・京都労働局)が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |

③ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|---------------------------|---|-------|---------|----|
| 66 | 2 | 3 | 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 | 市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで掲載するものではない。 | | 共生社会推進室 | |
| 67 | 2 | 3 | 企業向け人権啓発講座の開催 | 人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 68 | 2 | 3 | 勤労者情報システム「さわやかわーく」による情報提供 | 勤労者情報ホームページを運営し、広く市民等に労働に関する基本的知識など必要な情報を提供する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 69 | 2 | 3 | 啓発情報誌等による広報の実施 | 京都労働局から配布される最低賃金の広報チラシ及び京都府から配布される労働相 談の広報チラシ、リーフレットを各区役所・支所等に配布し、市民に広く周知する。 | | 共生社会推進室 | |
| 70 | 2 | 3 | 「輝く女性応援京都会議」における女性活躍の推進 | 経済団体等と行政(京都市・京都府・京都労働局)が連携して京都における女性の活躍を推進する「輝く女性応援京都会議」の事務局として運営に参画し、「輝く女性応援京都会議」企画委員会・本会議を開催する。 企業の行動計画の策定支援や各種研修などを実施。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 71 | 2 | 3 | 勤労者教育事業の実施 | 常設の夜間学校(各種学校)である京都労働学校において、勤労者向け講座を実施する。(本市及び(公社)京都勤労者学園の共催) | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 72 | 2 | 3 | 京都中小企業担い手確保・定着支援事業 | 企業における働き方改革を推進するとともに、働き方改革の取組状況を情報発信するこどで、地域企業における担い手確保につなげるため、平成30年から、京の企業「働き方改革」自己診断制度を実施している。引き続きこの制度の利用をさらに促進することで、地域企業における働き方改革の主体的な取組を後押しする。 | | 産業企画室 | |
| 73 | 2 | 3 | 企業 (経営者団体) への要請 | 雇用主向けに中学校、高等学校及び特別支援学校卒業生の就職に対する配慮を依頼 する文書を送付する。 | 教育委員会 | 学校指導課 | |

④ 京都市役所における男女共同参画に向けた取組の推進

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|------------------|---|-------|---------|----|
| 74 | 2 | 4 | 男女共同参画推進会議の運営 | 男女共同参画推進のための庁内の横断的組織である男女共同参画推進会議を運営する。また、男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員を対象とした研修を実施する。 男女共同参画推進会議(副市長を議長とした関係局長等で構成) (下部組織) ・ 幹事会(庶務担当部長等で構成) ・ 配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議(関係課長等) ・ 真のワーク・ライフ・バランスの推進に関する庁内会議(関係課長等) ・ 男女共同参画・真のワーク・ライフ・バランス推進員(各部・室1名の割合で課長補佐以下) | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 75 | 2 | 4 | 女性職員の管理職等への積極的登用 | 女性の視点が市政の隅々に行き渡るよう、更なる幹部職員への登用や、より一層の 昇任意欲の喚起に取り組む。 | 行財政局 | 人事課 | |
| 76 | 2 | 4 | 職域拡大の推進 | 交替制勤務となる指揮隊、消防隊、救急隊及び指令管制業務の女性職員を配置する。これまで、女性職員が担当したことのない職務への登用を推進する。 | 消防局 | 人事課 | |

| 77 | 2 | 女性職員の各職種への積極的な登用 | 女性職員の職域を拡大するために、役付職員をはじめ各職種への積極的な登用を推進する。 | 交通局 | 職員課 |
|----|---|-----------------------------------|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 78 | 2 | 女性職員の積極的な任用と指定職員への登用 4 | 意欲と能力の高い女性職員を積極的に任用するとともに、より一層の昇任意欲の喚起を行い、女性職員の指定職員(係長級以上)への積極的な登用を推進する。 | 上下水道局 | 職員課 |
| | | 女性職員の管理職等への積極的登用 | 将来の管理職を担う人材の計画的な育成を行い、積極的な登用や、より一層の昇任 | 教育委員会 | 総務課 |
| 79 | 2 | 久 工機員の自発機等・の傾動力並用 | 意欲の喚起に取り組む。 | 教育委員会 | 教職員人事課 |
| 80 | 2 | 「職員力・組織力向上プラン3 r d ステージ」に基づく取組の推進 | 「職員力・組織力向上プラン3rdステージ」に基づき、女性職員の登用やキャリア形成の推進、職員の能力発揮の機会の拡充、市役所全体の「真のワーク・ライフ・バランス」を実現するため、各種取組を推進する。 | | 人事課 給与課 |
| | | | 特定事業主行動計画に基づき、「真のワーク・ライフ・バランス」を実現するため、 | 行財政局 | 人事課 |
| | | | すべての職員が仕事でも家庭でも活躍できる職場づくりを推進する。 | 消防局 | 人事課 |
| | | | [行財政局]、[消防局] | 交通局 | 職員課 |
| | | | ・働き方の見直し (ICT 等を活用した働き方改革の推進等) ・男性の家庭での活躍推進 (男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等) | 上下水道局 | 企業力向上推進 室 |
| | | | ・女性の職場での活躍推進(意欲と能力に応じた人事配置や登用の更なる推進等) ・全庁的な意識改革と職場風土の醸成(管理職員の意識改革等) | 教育委員会 | 総務課 |
| | | | [交通局] | 教育委員会 | 教職員人事課 |
| 81 | | 特定事業主行動計画に基づく取組の推進 | ・働き方改革の推進(柔軟な働き方の検討等) ・仕事と子育でが両立できる職場環境づくり(男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等) ・女性職員の活躍推進(女性職員の積極的な採用等) [上下水道局] ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革の推進(時間外勤務の管理の徹底等) ・仕事と子育でが両立できる職場環境づくり(情報発信と制度周知等) ・女性職員の活躍推進(指定職員への積極的な登用及び柔軟な運用等) [教育委員会(事務局)] ・働き方の見直し(ICT等を活用した働き方改革の推進等) ・男性の家庭での活躍推進(男性の育児休業や育児に係る休暇等の取得促進等) ・女性の職場での活躍推進(意欲と能力に応じた人事配置や登用の更なる推進等) ・全庁的な意識改革と職場風土の醸成(管理職員の意識改革等) [教育委員会(学校園)] ・働き方改革の推進 (教育委員会としての取組:京都市「学校・幼稚園における働き方改革」方針に係る取組の推進/学校としての取組:業務の見直しや効率化による時間外勤務の縮減) ・男性の家庭での活躍推進 (教育委員会としての取組:男性教職員の働き方や家庭生活への参画の在り方を見直すための意識啓発の推進/学校としての取組:男性教職員の衝向方や家庭生活への参画の在り方を見直すための意識啓発の推進/学校としての取組:男性教職員の間知/学校としての取組:好振・子育でに係る制度の周知や職場環境づくりに向けた取組の充実・・仕事と子育で・家庭生活の両立に理解ある職場風土の醸成 (教育委員会としての取組:投長等の意識の醸成/学校としての取組:子育て支援等への理解と相互の協力を育きで職場風土の食成 | | |
| | | - 旧姓使用制度の運用 (京都市職員対象) | 希望者への旧姓使用を承認する。 | 行財政局 消防局 交通局 上下水道局 教育委員会 | 人事課 人事課 職員課 職員課 総務課 |
| 82 | 2 | 4 | | 教育委員会 | 教職員人事課 |

| 83 | 2 | 「学校・幼稚園における働き方改革推進」のための環境整備 4 | 平成30年3月に教育委員会と各校種の校長会、京都市PTA連絡協議会が連名で策定した「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」及び令和2年3月に策定した「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」のもと、教職員の負担軽減を図るため、配布物の印刷、授業で使用する機器の準備・片付け、学校行事の準備及び消毒作業などを行う校務支援員を全校園に配置するほか、部活動指導員の配置拡大や小学校専科教育の充実、研修支援サポーターの配置、GIGA端末等のICT機器を活用した校務効率化など、引き続き教職員の負担軽減に向けた環境整備を実施する。 | 教育委員会 | 教職員人事課 | |
|-----|-----|---|---|-------|--------|--|
| 84 | 2 | 4 次世代育成事業(子育て支援対策)の充実 | 職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを行う。 | 交通局 | 職員課 | |
| | | ・出産等に関する支援対策の充実を推進しており、「子育て応援ハンドブック」の 作成による教職員への制度周知と合わせて、教職員が仕事と出産・子育てを両立で きる環境作りを行っていく。 | | 総務課 | | |
| 1 1 | i l | 四座 1日く人扱内ボッル大 | さる塚境作りを行っていく。 ・職員が任事と子育てを両立できるよう、長時間勤務の縮減をはじめ職場環境の整備・向上を行う | | | |

⑤ 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|-----------------------|---|-------|----------------------|----|
| 86 | 2 | 5 | 市民参加推進計画の推進 | 「参加と協働」による市政運営を一層進めるため、「第3期京都市市民参加推進計画」に基づく取組を着実に推進する。 具体的には、附属機関等の公開や市民公募委員の導入及び重要な施策等におけるパブリックコメントの実施や、市政参加とまちづくりのボータルサイト「みんなでつくる京都」における積極的な発信、市民協働ファシリテーターの養成等に引き続き取り組む。 | | 総合政策室(SDGs·市民協働推進担当) | |
| 87 | 2 | 5 | 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 | 市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで掲載するものではない。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 88 | | 5 | 企業向け人権啓発講座の開催 | 人権尊重を基盤とする企業活動及び企業内における人権尊重の気風の醸成を促し、人権文化の息づくまちづくりにつなげるため、経営者層、総務・人事総務担当者、人権研修推進者等を対象とした企業向け人権啓発講座を開催する。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、「第5次京都市男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。 | 人口中以用 | 共生社会推進室 | 再掲 |

⑥ 京都市の附属機関等における男女構成比の均衡の確保

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|--|--|-----|---------|----|
| 89 | 2 | 6 | 「附属機関等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推 進及び女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表 | 本市の設置する附属機関等における登用状況を公表するとともに、現状で女性委員 の登用率が低い附属機関等における女性委員の登用促進を図る。 | | 共生社会推進室 | |
| 90 | 2 | 6 | | 附属機関等への女性委員の登用を促進するため、庁内イントラネットホームページに、各局等が所管する附属機関等における女性委員の情報(市民公募委員を除く)を掲載する。 | | 共生社会推進室 | |

施策の方針3 男女共同参画の視点での「市民力・地域力」の向上

① 多様な主体の参画による地域コミュニティの活性化の推進

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|--|--|-------|----------------------------|----|
| 91 | 3 | 3 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する人や企業を発掘し、各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB)を活用し、取組等の「見える化」を行うことで波及・浸透を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 92 | 3 | 3 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」推進のための企業支援 | 企業が「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する際に利用できる助成制度や、 社会的責任 (CSR) の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組ん でもらえるような実践例について、ポータルサイト (京都style「真のワーク・ラ イフ・バランス」応援WEB) 等により周知啓発を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 93 | 3 | 3 1 | 地域コミュニティ活性化施策の推進 | 地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解 決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援(助成)など、地域住民が主体と なって進める活動を支援する。 | 文化市民局 | 地域自治推進室 (地域づくり推 進担当) | |
| 94 | q | 3 1 | 市民ぐるみで健康づくりに取り組む「世界一健康長寿のまち・京都」推進プロジェクト | 京都ならではの地域力・文化力の強みを活かした健康づくりを市民ぐるみで推進し、健康寿命を平均寿命に近づけ、笑顔でいきいきと健やかな「健康長寿のまち・京都」の実現を目指す。このため、幅広い市民団体や企業等が参加する「健康長寿のまち・京都市民会議」と連携し、「身体活動・スポーツ」、「食」、「口腔ケア」等に関わる取組や、健康ポイント事業、表彰制度等を通じて、ライフステージ等に応じた健康づくりを市民ぐるみで推進する。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 95 | | 3 1 | PTA活動の促進 | 人権月間におけるオンライン人権学習会をはじめとする各種研修会などはぐくみ憲章の普及や人権尊重を訴えるための活動を支援する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推 進担当 | |
| 96 | | 3 1 | 住民主体の避難所運営訓練の実施 | 各避難所における避難所運営マニュアルに基づき、住民主体の避難所運営訓練の実施と訓練結果等を踏まえた運営マニュアルの充実・見直しを実施する。 | 行財政局 | 防災危機管理室 | |
| 97 | | 3 1 | 避難所運営や復旧・復興施策の検討等における男女共同参画の推進 | 地域女性連合会や男女共同参画推進課職員の検討会への参画を得て策定した女性の 視点に配慮した避難所運営マニュアルのひな形を基に、平成26年度末までに全避 難所(平成26年度末時点421箇所)におけるマニュアル策定が完了した。 令和6年度は、昨年度に引き続き、新規指定された避難所におけるマニュアルの早 期策定及び策定したマニュアルに基づく運営訓練の実施、訓練結果を反映したマニュアルの見直しに取り組む。 | | 防災危機管理室 | |
| 98 | 3 | 3 1 | 災害への我が事意識を高める防災体験の機会充実 | 市民防災センターや消防活動総合センターの利用促進を図り、市民の防災体験の機会について充実を図る。 | 消防局 | 消防団・自主防 災推進室 | |
| 99 | | 3 1 | 若者・女性が活躍し、地域から頼られる消防団活動の更なる充実 | 若年層、女性、事業所、公務員等をターゲットに消防団への加入を促進するとともに、「消防団充実強化実行チーム」の取組をサポートして消防団の活性化を図る。また、消防団が地域との連携を強化し、効果的な市民指導、実戦的な活動の充実を図る。 | 消防局 | 消防団・自主防 災推進室 | |
| 100 | | 3 1 | 防災行動マニュアルの運用支援・実践を通じた自主防災組織の更なる防災力 向上 | 自主防災会ごとに策定された防災行動マニュアル (地震、水害、土砂災害) について、同マニュアルに基づく訓練の実践等を通じた内容の見直し、改訂等、運用に係る必要な支援を実施する。 | 消防局 | 消防団・自主防 災推進室 | |
| 101 | 3 | 3 1 | 年代に応じた防災指導カリキュラムによる幼少年期からの防災指導の推進 | 若年層を対象に幼年の段階から、年代に応じた防災知識、防災技術を身に着けることができるよう、系統立てた防災指導のカリキュラムを策定し、運用する。 | 消防局 | 消防団・自主防 災推進室 | |

② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|---|---|-------|----------------------------|----|
| 102 | 3 | 2 | 「夏期女性講座」の開催 | 家庭・地域における男女平等教育・学習の推進に資する講座を社会教育団体と連携 して開催する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 103 | 3 | 2 | 男女共同参画センター「交流促進事業」 | 多様な分野で活動している団体の発表の場を設け、活動の活性化を図るとともに、 市民のエンパワーメントの機会として、セミナー、ワークショップ等を開催する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 104 | 3 | 2 | 男女共同参画センター「市民活動サポート事業」 | 男女共同参画社会の形成に資する市民団体等の活動をサポートする。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 105 | 3 | 3 2 | 人権啓発活動補助金の交付 | 京都市内の市民団体やNPO法人等が自主的に実施する、人権問題に関する講演会やシンポジウムなどの啓発活動に対し、補助金を交付する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 106 | 3 | 2 | 人権啓発サポート制度 | 市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を、共生社会推進室が窓口となり、関係課との連携の下、研修等の相談、講師の派遣や紹介、ビデオ・DVDの貸出し、教材等の提供等により支援する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 107 | 3 | 2 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 | 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB /令和元年度にリニューアル)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推 進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図る。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 108 | 3 | 3 2 | 男女共同参画市民会議の運営 | 市民会議委員に啓発講座を受講した後にテーマに関する議論をしていただき、そこでの議論に基づく内容のコラム等を啓発誌などに掲載する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 109 | 3 | 3 2 | 地域コミュニティ活性化施策の推進 | 地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援(助成)など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。 | 文化市民局 | 地域自治推進室 (地域づくり推 進担当) | 再掲 |
| 110 | 3 | 3 2 | 京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「持続可能なまちづくり 支援事業」 | 各区基本計画に掲げるまちの実現に向け、市民に最も身近な区役所・支所が、区民のニーズを踏まえた事業を実施することにより、京都ならではの地域力を活かした協働型のまちづくりの取組を進める。 | 文化市民局 | 地域自治推進室 (区政推進担 当) | |
| 111 | 3 | 2 | 市民活動センターの管理運営 | 市民活動総合センター及びいきいき市民活動センター (市内13箇所) において、活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供、各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図る。 | 文化市民局 | 地域自治推進室 (市民活動支援 担当) | |
| 112 | 3 | 3 2 | 地域における犯罪及び事故を未然に防止するための生活安全施策の推進 | 第3次京都市生活安全(防犯・交通事故防止)基本計画に掲げる重点戦略(3つの柱)に基づき、次の取組を推進する。 ・学区の安心安全ネットワークの活動を支援するため、引き続き「学区の安心安全ネット継続応援事業」を行う。 ・多様な人材確保のため、学生防犯ボランティアの支援などを行う。 ・市民に脅威を与える暴力団の不当な影響を排除するための条例に基づく取組を推進する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |
| 113 | 3 | 3 2 | 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進 | 「世界一安心安全 おもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携の下、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の取組を京都ならではの地域力・人間力を活かした市民ぐるみの運動として推進する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |

| 33 | 「エコ学区」ステップアップ事業 | カス (とりわけCO2) 排出重削減を促進するものである。令和4年度からは、コ ミュニティの対象を拡大して講師を派遣する学習会を開催している。引き続き、エ | .,,,,,,,,,, | 地球温暖化対策 室 |
|----|---|---|--------------------------------------|---|
| 3 | まちの美化推進住民協定締結団体支援制度 2 | | | まち美化推進課 |
| 3 | 地域コミュニティにおけるごみ減量・分別の推進 2 | ごみ減量・分別の取組を推進するため、地域で「使用済てんぷら油の回収」や、 「新聞・雑誌・古着などのコミュニティ回収」を実施する場合に必要経費の助成を 行う。 | 環境政策局 | まち美化推進課 |
| 3 | 友・遊・美化パスポート 2 | 市内の観光地や繁華街を散策しながら清掃活動を行う「友・遊・美化パスポート」 事業を年間24回程度実施。参加者(毎回60名程度)には、「美化パスポート」を配 布し、スタンプ10個ごとに記念品等の贈呈を行う。 | 環境政策局 | まち美化推進課 |
| 3 | 地域の多様な魅力と個性を生かした、京都市への移住・定住の支援 2 | 移住希望者に向けて、京都で暮らす魅力の情報発信や、「しごと」「すまい」「子育て支援」等に関する相談対応などの移住支援を総合的に行う移住サポートセンター「住むなら京都(みやこ)」を運営し、京都ならではの市民力と地域の多様な魅力と個性を生かして、京都市への移住を促進する。 また、若い世代から選ばれる都市に向け、本市の強みや魅力の発信を強化するため、WEB広告やSNSでの情報発信等、京都市への移住・定住を促進するための効果的かつ総合的なプロモーションを実施する。 | 総合企画局 | 総合政策室(人 口戦略担当) |
| 3 | ~ ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働! ~ "みんなごと"のまちづくり推進事業 2 | 広く市民の皆様から、京都がもっとよくなる、もっと住みやすくなる、まちづくりの取組提案を募集し、「まちづくり・お宝パンク」に登録・公開するとともに、提案の実現や市政への反映に向け、多彩な市民力・地域力を活かした、きめ細かなサポートを実施する。 | 総合企画局 | 総合政策室(S DGs·市民協 働推進担当) |
| 3 | 輝く学生応援プロジェクト | キャンパスプラザ京都1階の「学生Place+」において、学生が、社会貢献活動や京都のまちの活性化に主体的に取り組めるよう、活動場所の提供や専門の職員による助言、活動に資する情報の提供、学生団体の活動の発信など、総合的な支援を行う。 | 総合企画局 | 総合政策室(大 学政策担当) |
| 3 | 京都学生祭典をはじめ学生の主体的活動と連携した、産業や文化の振興とま ちづくりなどの推進 | 「大学のまち京都・学生のまち京都」の強みを生かし、京都学生祭典をはじめとした様々な学生の主体的活動を支援するとともに、これらの活動と連携し、本市の産業や文化の振興、まちづくりなどの推進に生かしていく。 | 総合企画局 | 総合政策室(大学政策担当) |
| 3 | 大学・学生と地域住民・企業との連携推進 | 大学や学生が地域と一体となって行うまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するとともに、学生と京都企業が協働して、企業が抱える課題解決等のプロジェクトに取り組む。 | 総合企画局 | 総合政策室(大 学政策担当) |
| 3 | 産学連携教育プログラム (旧インターンシップ・プログラム) 実習生の受入 れ | (公財)大学コンソーシアム京都が実施する産学連携教育プログラム (旧インターン シップ・プログラム) の実習生を受け入れる。 | 総合企画局 | 総合政策室(大 学政策担当) |
| 3 | 京都観光サポーター制度 | 京都観光サポーター制度を運用し、京都の魅力発信や京都観光行動基準(京都観光 モラル)の普及・啓発等に取り組むことにより、京都ブランドの向上や持続可能な 観光の実現を図る。 | 産業観光局 | 観光MICE推 進室 |
| | 3 | 3 2 まちの美化推進住民協定締結団体支援制度 3 2 地域コミュニティにおけるごみ減量・分別の推進 次・遊・美化パスポート 3 2 地域の多様な魅力と個性を生かした、京都市への移住・定住の支援 3 2 ~ひとごとではなく、「自分ごと」、「みんなごと」として市民・行政が協働!~ "みんなごと" のまちづくり推進事業 運ぐ学生応援プロジェクト 2 京都学生祭典をはじめ学生の主体的活動と連携した、産業や文化の振興とまちづくりなどの推進 大学・学生と地域住民・企業との連携推進 大学・学生と地域住民・企業との連携推進 2 産学連携教育プログラム(旧インターンシップ・プログラム) 実習生の受入 3 2 | 振脚形を自分ごととしらえ、機能と満期にとうイフスタイルへの転換に取り組分 | 大学、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大 |

| 125 | 3 | 食育指導員活動推進事業 | 地域に密着した食育推進の担い手となる食育指導員を養成する。また、自主的な活動に係る技術習得のための研修会を行う等、食育指導員による地域活動を支援する。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
|-----|---|--|--|----------------|-------------------------|
| 126 | 3 | 福祉ボランティアセンター事業の充実 | 学校、福祉施設等との連携による福祉教育の推進、大学との連携による被災地支援 や災害への備え、企業・団体等の社会貢献活動の推進、学区社会福祉協議会等との 連携による世代間交流の取組等、ライフステージに応じた取組を推進すること等に より、幅広い世代の福祉ボランティア活動への参加促進を図る。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| | | 高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり | より多くの高齢者が地域の支え手としていきいきと活躍できるよう、担い手養成研 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 |
| 127 | 3 | 2 | 修を実施するとともに、活動の場の創出を支援する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 |
| 128 | 2 | 青少年活動センターにおける居場所づくりや交流促進による自己成長の支援 | 青少年活動センターにおいて、同年代・異年齢間の交流促進や各種団体との協働による地域交流事業を充実することにより、青少年の自分づくりのために、多様な生き方や行動の見本となる人と出会える機会を創出する。また、青少年のプランティア活動への参加促進など、自主的な活動を支援するとともに、青少年のニーズに合った居場所づくりを充実させ、課題を有する青少年の成長を支援する。 | 子ども若者はぐく み局 | 育成推進課 |
| 129 | 3 | ・ 地域景観づくり協議会制度の普及など地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援 | 地域の特性に応じた住民主体の景観づくり等の取組を推進するため、地域景観づくり協議会制度をはじめとした仕組の活用促進や、地域の景観まちづくりの取組支援や情報交流を推進する。 | 都市計画局 | 景観政策課 |
| 130 | 3 | 京都ならではのすまいや暮らし方等を学ぶ「住教育」及び子どもたちが健や かに育つ住まい方等を創造する「住育」の推進 2 | 京都の未来を担う子どもたちが、すまいに関する基礎的な知識・知恵や、京都らしい暮らし方について、様々な機会を通じて学ぶ「住教育」の取組を進める。また、 家族の絆や地域とのつながりを大切にした暮らしや、子どもたちが暮らしの中で学 び、すこやかに育つすまい方を創造する「住育」の取組を推進する。 | 都市計画局 | 住宅政策課 |
| 131 | 3 | 地域住民、区役所・支所、交通事業者等との協働で進める交通不便地におけ る公共交通の維持・確保 | 高齢者をはじめとした交通弱者の移動手段の確保や地域の活性化を図るために、公 共交通の維持・確保に向けた取組を、住民・事業者・行政が一体となって推進す る。 | 都市計画局 | 歩くまち京都 推進室 |
| | | 保護者・地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大、協働 | 地域とともにある学校づくりの実現のため、学校支援活動や学校関係者評価を通して、保護者・地域住民が積極的に学校運営に参画するとともに、共通の目標・ビジョンを共有し、共に「行動」する京都方式による「学校運営協議会」の設置校の「 | 教育委員会 | 学校指導課 |
| 132 | 3 | 活動の充実や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進 | 拡大及び協働活動の充実を図る。また、各小学校でのクラス名簿の作成を促進するとともに、地域と交流する体験活動の充実等により、子どもたちが地域への愛着や地域の一員としての役割、人と人との絆の大切さを実感する取組を推進する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推 進担当 |
| 102 | | 学校での学びを地域・社会の課題解決につなげ、子どもの社会参画の力や政 治的教養を育む教育の推進 | 1活動やホフンティノ活動美を推進し、土ともだらの地方自治や政治、護筌に対する | · | 学校指導課 |
| 133 | 3 | 10の教養を再じ教育の推進 | 関心を高めるとともに、主体的な選択・判断力を高め、他者と協働して様々な課題 を解決していく社会の形成者としての資質や能力の育成を図る。 | 選挙管理委員会事 務局 | _ |
| 134 | 3 | 未来にはばたく女性研究集会 2 | 地域活動を行う女性を対象に、男女共同参画社会の実現をはじめとする様々な社会 的課題解決のため、幅広い視野と必要な知識等の習得を目指す研修事業を実施す る。 | 教育委員会 | 生涯学習部 生涯学習推進担 当 |
| 135 | 3 | 市民スクール 2 1 2 | 概ね旧小学校区を一単位に、男女共同参画をはじめ、子育て、環境、教育、福祉な ど、地域固有の様々な課題解決に向けた自主的な学習・実践活動の企画・運営委託 を実施する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 生涯学習推進担 当 |
| 136 | 3 | 地域女性教育研修 2 | 地域で活躍する女性の育成を目指して研修事業を実施する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 生涯学習推進担 当 |
| 137 | 3 | 学校支援ボランティアのネットワーク化 2 | 子どもたちの学習活動を支援する幅広い分野のボランティアを登録し、各学校へ派 遣する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推 進担当 |
| 138 | 3 | 「京都学生FAST(京都府)」との連携及び融合 | 「京都学生FAST(京都府)」の学生へ京都府と連携し防火・防災研修を実施し、併せて消防団への入団勧奨を行う。 | 消防局 | 消防団・自主防 災推進室 |

③ 防災・復興における男女共同参画の推進

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|-----|--|-------|-----------------|----|
| 139 | 3 | 3 | L | 災害時に女性のニーズや多様性に対応できる視点を養うとともに、地域のリーダーやキーパーソンとなる人材を育成するため、府市男女共同参画センターの連携の下、避難所運営ゲームHUGなどを用いて防災リーダー育成事業を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 140 | 3 | 3 | | 地域女性連合会や男女共同参画推進課職員の検討会への参画を得て策定した女性の 視点に配慮した避難所運営マニュアルのひな形を基に、平成26年度末までに全避 難所(平成26年度末時点421箇所)におけるマニュアル策定が完了した。 令和6年度は、昨年度に引き続き、新規指定された避難所におけるマニュアルの 早期策定及び策定したマニュアルに基づく運営訓練の実施、訓練結果を反映したマニュアルの見直しに取り組む。 | 行財政局 | 防災危機管理室 | 再掲 |
| 141 | 3 | 3 | | 若年層、女性、事業所、公務員等をターゲットに消防団への加入を促進するとともに、「消防団充実強化実行チーム」の取組をサポートして消防団の活性化を図る。 また、消防団が地域との連携を強化し、効果的な市民指導、実戦的な活動の充実を 図る。 | | 消防団・自主防 災推進室 | 再掲 |

④ 生涯学び続けることができる機会の提供

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|------------------------------|---|-------|------------------|----|
| 142 | 3 | 4 | 文化ボランティアなど社会に還元することができる活動の推進 | 市民、芸術家、企業等から、文化芸術活動をサポートするボランティアを募集し、 一方で文化芸術活動においてサポートを必要とする市民や芸術家の情報を収集、提供して、両者を結びつけることで、より多くの市民等の方々が積極的に文化芸術活動へ参画できるよう図る。 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | |
| 143 | 3 | 4 | 「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進 | 各区役所・支所との連携の下、地域住民に対して、日常的に親しまれてきた身近な暮らしの文化に親しみを持ってもらう場、伝統行事等への参加のきっかけを提供する。 地域に根ざした暮らしの文化と歴史に関するシンポジウムや、地域の魅力と暮らしの文化を伝える講演や展示、茶道・華道等の伝統文化や生活文化を体験するワークショップを開催。市民が暮らしの文化に触れ、その価値を見つめ直す機会を創出する。 | | 文化芸術企画課 | |
| 144 | 3 | 4 | ロームシアター京都等を拠点とする「劇場文化」の創造・発信 | 質の高い舞台芸術の鑑賞機会を提供するとともに、新たな文化創造の拠点として事業を実施することにより、「劇場文化」の創造・発信を行う。 | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | |
| | 144 3 | | | | 文化市民局 | 文化芸術企画課 | |
| | | | | 文化活動をされている地域の方々の協力を得た、茶道や華道、和装、京料理、京菓子など、くらしの中に息づく文化に触れる機会づくりにより、子どもたちの学びを更に充実する。併せて、親と一緒に伝統文化等を体験できる機会づくりを進める。 | | 文化財保護課 | |
| | | | のの魅力」を学ぶ機会の充実 | また、一流の演者、アーティストや伝統産業に携わる職人等を学校等に派遣して実施するワークショップ、能楽堂など、本格的な文化芸術の舞台での伝統芸能公演鑑賞など、「ほんもの」を体験する機会を創出する。 | 産業観光局 | クリエイティブ 産業振興室 | |
| 145 | 3 | 4 | | | 教育委員会 | 学校指導課 | |
| | | | | 京都に息づき世界的に評価の高まっている和の文化のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援を行う。また、市民が和の文化に触れる機会をつくり、機運を高めるために、学校、保育園、幼稚園など公共施設への和室設置を進め、民間の建物にも奨励するなど、和の文化と伝統産業の振興を行う。 | | 文化財保護課 | |
| 146 | | | 化の振興とユネスコ無形文化遺産への登録に向けた支援 | | 産業観光局 | クリエイティブ 産業振興室 | |

| 147 | 3 | ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模国際スポーツ大会と関連した生涯スポーツの振興 | オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ2027関西等の大規模 国際スポーツ大会と関連して、スポーツツーリズムの推進、オリンピアン・パラリンピアンによるスポーツ教室等の実施、市民ボランティアのしくみづくり・裾野拡大などに取り組む。 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | |
|-----|---|--|--|----------------|-------------------------|-----------------|
| 148 | 3 | 年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会の提供 | 年齢や個性、環境に応じて誰もがスポーツを楽しむ機会を提供するため、体育振興会、スポーツ推進委員会、スポーツ協会、指定管理者、競技団体などのスポーツを支える組織や団体等との連携・協働により、スポーツを楽しむプログラムの提供、ウォーキング等の市民の身近な健康づくりの支援、競技スポーツへの支援とその魅力の活用などに取り組む。 | 文化市民局 | 市民スポーツ振 興室 | |
| 149 | 3 | 府市協調で進める運動公園の整備などスポーツ施設の充実 4 | 京都府との協調による西京極総合運動公園や横大路運動公園などの整備に加え、水 垂運動公園 (仮称) の早期完成を目指した取組を進める。 | 文化市民局 | 市民スポーツ振 興室 | |
| 150 | 3 | 「京都マラソン」の更なる定着・発展 4 | 市民ランナーが都大路を駆け抜ける「京都マラソン」を、参加者、応援者、市民が 一体となり盛り上がる大会として開催し、市民スポーツの振興、健康増進はもとよ り、京都経済の活性化、京都ブランドの更なる向上を図る。 | 文化市民局 | 市民スポーツ振興室 | |
| 151 | 3 | 家庭、学校、職場、地域、その他あらゆる場における、ライフステージに応じた環境教育・学習の促進 | 環境と調和した持続可能な社会を作るうえで最大の鍵となるのが、人の環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であることから、「京都市環境教育・学習基本指針」に基づき、学校、地域、NPO、企業、行政等の様々な主体の協働・連携により、あらゆる場において、ライフステージに応じた環境教育・学習が実施されるよう、取組を促進する。 | 環境政策局 | 環境総務課 | |
| 152 | 3 | 京都観光サポーター制度 | 京都観光サポーター制度を運用し、京都の魅力発信や京都観光行動基準(京都観光 モラル)の普及・啓発等に取り組むことにより、京都ブランドの向上や持続可能な 観光の実現を図る。 | 産業観光局 | 観光MICE推 進室 | 再掲 |
| 153 | 3 | 「あつまれ!京(みやこ)わくわくのトビラ」の充実 | | 子ども若者はぐく み局 | はぐくみ創造推進室 | |
| 154 | 3 | 伝統と文化を次代に受け継ぐ担い手の育成に向けた中高生による「京都検定 3級」チャレンジ事業等の推進 | 小学校で取り組んだ「ジュニア京都検定」を通じて高めた「歴史都市・京都」への 興味関心を深化させ、その伝統と文化を次代に受け継ぐ子どもたちを育むため、市 内在住・在学の中学生及び高校生を対象に、京都商工会議所や事業者と連携して京 都検定3級(京都観光・文化検定試験3級)を無償で受験する機会を提供する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推 進担当 | |
| | | より質の高い生涯学習事業の推進 | 日本のこころのふるさと・京都の暮らしや歴史・伝統文化・芸術等に触れ、学ぶ事業の充実を図るため、大学・研究機関・博物館等と連携しながら、子どもから高齢者まで、生涯学び続けられる機会を提供する。 また、令和元年9月に京都で開催された国際博物館会議(ICOM)京都大会2019を契 | 教育委員会 | 生涯学習部 生涯学習推進担 当 | |
| 155 | 3 | 4 | 機として高まった博物館振興の機運を一層盛り上げるため、「京都ミュージアムロード」及び「博物館講座」の充実や更にミュージアムの魅力を発信する事業を展開するなど、幅広い生涯学習の機会創出を図る。 | 教育委員会 | 生涯学習部施設 運営担当 | |
| 156 | 3 | 図書の充実や駅等での返却システム構築など利便性向上による一層身近な図書館づくり | 資料を充実させるとともに、図書館システムを更新するなど、図書館の利便性の向上を図る。さらに、学校等とも連携し、子どもの読書活動の推進を図る。 | 教育委員会 | 生涯学習部施設 運営担当 | |
| 157 | 3 | 戦略的な消費者教育の推進 4 | 自ら考え行動する「自立した消費者」になるため、学校、地域、家庭、職域等の様々な主体が相互に連携しつつも、それぞれの立場において、消費者が、生涯を通じ切れ目なく消費者教育を受けられる機会の充実を図る。 | 文化市民局 | 消費生活総合センター | No. 114から 移動 |
| | | | | | | |

基本目標2 あらゆる暴力が根絶され、誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

施策の方針4 DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶

- 1. 京都市 D V 対策基本計画
- ア 被害者の早期発見及び相談体制の充実
- ① 京都市DV相談支援センターの相談支援体制の充実

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|------------------|--|-------|---------|----|
| 1 | 4-1 | ア(1) | 京都市DV相談支援センターの運営 | DV対策を総合的かつ計画的に進めるため、京都市DV相談支援センターの運営を行う。 | | 共生社会推進室 | |
| 2 | 4-1 | ア(1) | 緊急ホットライン | 京都市DV相談支援センターにおいて、休日、夜間等における緊急の電話対応を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

② 被害者の早期発見とニーズに沿った支援の実施

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|-----------------------------|---|-------|---------|----|
| 3 | 4-1 | | 女性への暴力相談 | ウィングス京都において「女性への暴力相談」を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 4 | 4-1 | ア(2) | 府市合同によるネットワーク京都会議の開催 | 京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。 | | 共生社会推進室 | |
| 5 | 4-1 | | 研修の実施 | DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。 | | 共生社会推進室 | |
| 6 | 4-1 | ア(2) | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」の運営 | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。 | | 共生社会推進室 | |
| 7 | 4-1 | ア(2) | 京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携 | 京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

③ 男性被害者への支援の手法を検討

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|--------------------------------|---|----------------|----------|----|
| 8 | 4-1 | ア(3) | 男性のための電話相談 | 男女共同参画センターにおいて、男性の相談(DV相談含む)に対応する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 9 | 4-1 | | 児童虐待防止啓発事業 | 様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。 | フルチササルバノ | 子ども家庭支援課 | |
| 10 | 4-1 | ア(3) | 児童虐待対策の機能強化事業 | 全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 11 | 4-1 | ア(3) | 急増する警察からの通告への対応のための児童相談所の体制の強化 | 年々増加する児童虐待の通告や相談に迅速に対応するため、警察からの書面通告に対する初期調査や、近隣住民等から寄せられる、いわゆる泣き声通告に係る児童特定業務等を専任で行う会計年度任用職員6名を引き続き配置し、児童相談所の体制を強化する。 | 子ども若者はぐく み局 | 児童福祉センター | |

④ 加害者更生に関する支援の在り方を検討

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|------------|------------------------------------|-------|---------|----|
| 12 | 4-1 | ア(4) | 男性のための電話相談 | 男女共同参画センターにおいて、男性の相談(DV相談含む)に対応する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

⑤ 区役所・支所等の職員を対象とした二次的被害を防ぐための研修の実施

| No | o. 🗀. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|----|-------|-----------|------|-----|---|-----|---------|----|
| | 13 | 4-1 | ア(5) | | DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について理解を深めるための研修等を実施する。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |

イ 関係機関との連携協力の推進

① 個別ケースにおける児童虐待関係機関及びその他関係機関との情報共有

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|-----------------------------|---|-------|---------|----|
| 14 | 4-1 | イ(1) | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」の運営 | 「配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議」において情報共有を行うとともに、どの機関においても適切な対応ができるよう、相互連携を図る。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 15 | 4-1 | | 京都市DV相談支援センターと区役所等各関係機関との連携 | 京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 16 | 4-1 | | | 京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |

② 児童虐待関係機関職員及びその他関係機関職員に対する研修の実施等による連携の強化

| No | 施策の方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|----|-------|------|-----------------------------|---|-------|---------|----|
| 1 | 7 4-1 | イ(2) | 柳形の天旭 | DV被害者の対応を行う可能性のある職員を中心に、DV被害者への対応について 理解を深めるための研修等を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 1 | 8 4-1 | イ(2) | 京都印M 竹畝又抜ビングーと巨仗所等行関体機関との連携 | 京都市DV相談支援センターと児童相談所、区役所等の関係機関との連携を一層図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

③ 民間支援団体との連携の強化

| No | 施策の | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|----|-------|------|-----|---|-----|---------|----|
| | 9 4-1 | イ(3) | | 京都府をはじめ、民間支援団体等との連携を図るため府市合同の「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」を開催する。また、3つの実務者会議(啓発・相談・保護自立支援)の開催により、事案に即した具体的な支援策を協議する。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |

ウ 被害者の保護及び自立支援の充実

① 緊急避難場所の確保及び避難先での支援の充実

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|-------------------------------|---|----------------|----------|----|
| 20 | 4-1 | ウ(1) | 民間緊急一時保護施設(民間シェルター)補助金制度 | DV被害者や犯罪被害者等のための民間シェルターを運営する団体に対し家賃に要する 費用等を助成する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 21 | | | 民間シェルター事業補助(配偶者暴力被害者等支援交付金) | 安全な居場所を一時的に確保しつつ専門的・ニーズに沿った支援を切れ目なく実施している民間団体が先進的な取組を行うことに要する経費等について交付金を交付する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 22 | | | 配偶者等からの暴力被害者等緊急一時避難支援事業費補助金制度 | DV被害者等の緊急時における安全の確保を行った場合に、民間シェルター等を運営する民間団体に対し、生活諸費相当額を助成する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 23 | 4-1 | ウ(1) | 母子生活支援施設緊急一時保護事業 | 夫による遺棄等により基本的な生活条件を失った母子世帯等を緊急的に保護する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 24 | | | 市営住宅特定目的優先入居(DV被害者)の実施 | DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| | | | 市営住宅特定目的優先入居 (犯罪・DV被害者) の実施 | 犯罪被害者、DV被害者を含む世帯対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |
| 25 | 4-1 | ウ(1) | 旧台口も特定日内度ルバ州(北非 所数日名)の天地 | (窓口・手続きは、犯罪被害者:犯罪被害者支援センター、DV被害者:共生社会推進 室) | 都市計画局 | 住宅管理課 | |
| 26 | 4-1 | ウ(1) | 犯罪被害者等生活資金の給付 | 犯罪被害(犯罪行為による死亡又は傷害)を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する(DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む)。また、犯罪被害(犯罪行為による死亡又は傷害)を原因として日常生活(家事・介護・保育)の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護へルパーや一時保育などにかかった費用の一部を助成(1時間当たり3,000円上限等)する。併せて、(公社)京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | |

② 被害者とその子どもの自立に向けた支援

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|-------------------------|---|----------------|----------|----|
| 27 | 4-1 | ウ(2) | 京都市DV相談支援センターにおける自立支援 | 自立に向け、情報提供をはじめ医学的、心理学的カウンセリング、同行支援など、被害者に必要な支援を継続的に実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 28 | 3 4-1 | ウ(2) | 市営住宅特定目的優先入居(DV被害者)の実施 | DV被害者を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 29 | 4-1 | ウ(2) | 市営住宅特定目的優先入居(犯罪被害者等)の実施 | 犯罪被害者等を対象とした市営住宅特定目的優先入居者の募集を年4回実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | 再掲 |
| 30 |) 4-1 | ウ(2) | 犯罪被害者等生活資金の給付 | 犯罪被害(犯罪行為による死亡又は傷害)を原因として生活に困窮することとなった方に一律30万円を給付する(DV防止法第1条第2項の規定に該当する被害者で、加害者に対し同法第10条の規定による命令が発せられている場合を含む)。また、犯罪被害(犯罪行為による死亡又は傷害)を原因として日常生活(家事・介護・保育)の支援を必要とする犯罪被害者等に対して、家事・介護へルバーや一時保育などにかかった費用の一部を助成(1時間当たり3,000円上限等)する。併せて、(公社)京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」では、精神医療費の助成事業を実施する。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 | 再掲 |
| 3: | 4-1 | ウ(2) | 児童虐待防止啓発事業 | 様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | 再掲 |
| 32 | 2 4-1 | ウ(2) | 児童虐待対策の機能強化事業 | 全ての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び区役所・支所子どもはぐくみ室の取組や強みを生かすとともに、支援の充実を図る。また、児童家庭相談システムの活用による適切な進捗管理及び迅速な情報連携、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施による専門性の向上を図る。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | 再揭 |

③ 被害者に配慮した各種制度の運用における個人情報の保護

| No | b. 施 | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|----|------|-----------|------|-------------|---|-------|---------|----|
| | 33 | 4-1 | ウ(3) | 被害者の情報管理の徹底 | DVセンターにおける相談記録等の個人情報の管理はもとより、被害者支援に係る関係機関との連携においては、被害者の安全に配慮するとともに、徹底した個人情報保護の下、住民基本台帳の閲覧制限などの支援を行う。 配偶者等からの暴力の防止に関する庁内会議やドメスティック・バイオレンス対応マニュアルにより、被害者支援に携わる職員のDVに関する理解を高めることで、情報管理の徹底等に努める。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

エ 市民への普及啓発

① 様々な手法を活用したDVに関する市民への効果的な普及啓発

| No | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|----|-----------|----------|--------------|---|-------|---------|----|
| 3 | 4 4-1 | 工(1) | | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日〜25日)において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 3 | 5 4-1 | エ(1) | 多言語パンフレットの活用 | DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

② 学校における「性に関する指導」の充実及び若年層向けの啓発

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|---------------------------|---|----------------|---------|----|
| 36 | 4-1 | 工(2) | 交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進 | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日~25日)を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。 KYO-DENT(「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ)を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 37 | | | ホームページを通じた情報発信 | DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。 KYO-DENT(「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ)を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 38 | 4-1 | 工(2) | 青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施 | 南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデートDVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルス課題について気軽に相談できる場所を提供する。 | 子ども若者はぐく み局 | 育成推進課 | 再掲 |
| 39 | | | 性に関する指導の推進 | 児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。 | | 体育健康教育室 | 再掲 |

③ 児童虐待関係所管課と協力した広報啓発

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|----------------|---|-------|---------|----|
| 40 | 4-1 | 工(3) | | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日~25日)において、市民 しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 期間中、京都府や児童相談所等との連携により街頭啓発を行う。 ウィングス京都パープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 41 | 4-1 | | ホームページを通じた情報発信 | DVに関する総合的な情報を京都市情報館やウィングス京都のホームページで提供し、効果的に発信する。 KYO-DENT (「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ)を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 42 | 4-1 | 工(3) | リーフレットの活用 | DV相談のためのチラシ「夫婦や恋人間の暴力に悩んでいるあなたへ」の多言語版の配布等を行う。 | | 共生社会推進室 | |

2. セクシュアル・ハラスメントやストーカー、性暴力等の根絶

① 各種ハラスメント防止対策の推進

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|-------------------|--|------|-----------------|----|
| 43 | 4-2 | 1 | | 企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財) 京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。〇テーマ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに? | | 共生社会推進室 | |
| 44 | 4-2 | 1 | | 常設の夜間学校(各種学校)である京都労働学校において、職場における各種ハラスメント等、職場で直面する問題に対処するため、労働法における労働者の権利や保護等に関する規定を学ぶ講座を実施する。 | | 共生社会推進室 | |
| 45 | 4-2 | 1 | 市職員に対するハラスメント防止対策 | ハラスメント防止に向け、研修等の啓発活動を行うとともに、相談窓口において相談を 受け付け、相談者の意向を踏まえ、調査や助言等を行う。 | 行財政局 | コンプライアンス 推進室 | |

② 性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|--------------------------|---|-------|---------|----|
| 46 | 4-2 | 2 | 男女共同参画センター「相談事業」 | ウィングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 (「一般相談(女性のための相談)」、「専門相談(女性への暴力相談、女性のための 法律相談、男性のための相談、男性のための電話相談)」) | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 47 | 4-2 | | 交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進 | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日~25日)を中心に、若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。 中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。 KYO-DENT(「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ)を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

| 48 | 4-2 | 2 | 性暴力被害者支援事業の実施 (ウィングス京都) | 大学生を対象に「性暴力」について学ぶ機会を提供することで、彼らが被害者や加害者 にならないための予防教育を実施する。 | | 共生社会推進室 |
|----|-----|---|-------------------------|--|-------|----------|
| 49 | 4-2 | 2 | | (公社) 京都犯罪被害者支援センター内にワンストップ窓口として設置した「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を中核として、京都府、京都府警察等の関係機関との連携により、住居の提供やこころのケアなど中長期に渡って途切れない支援を行い、犯罪被害者やその御家族・御遺族の視点に立った各種施策を推進する。また、犯罪被害者等が置かれた立場に関する理解を深めるため、関係機関等と連携しながら、広報・啓発事業を進めていく。さらに、府域における性被害者支援に特化した総合支援窓口である京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)が市民に認知され、十分な機能を発揮できるよう、市民への周知、広報等に協力していく。 | 文化市民局 | くらし安全推進課 |

施策の方針5 さまざまな困難を抱える方への支援

① 高齢者、障害者、外国籍市民等に対する支援の充実

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|--|--|-------|----------------|----|
| 50 | 5 | 1 | 男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣 | 企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財) 京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 〇テーマ ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに? | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 51 | 5 | 1 | 不安を抱える女性を対象とした支援 | 不安や困難・課題を抱える女性を対象とし、京都市男女共同参画センター (ウィングス京都) において相談窓口を運営し、不安を抱える女性が相互に支え合い社会とのつながりを回復していける場を提供することと併せて、女性の就業支援に取り組む。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 52 | 5 | 1 | ごみ収集福祉サービス (まごころ収集) | 所定の場所にごみを排出することが困難な要介護高齢者等への生活支援として、5種類のごみ(燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみ)について、自宅の玄関先まで出向いて収集を行う。 | 環境政策局 | まち美化推進課 | |
| 53 | 5 | 1 | 京都市外国籍市民総合相談窓口における相談事業等の実施 | 外国籍市民等を対象とした各種相談事業を実施するほか、「京都市生活ガイド」(4言語)をはじめ、各種情報をホームページなどで提供する。 | 総合企画局 | 国際交流・共生推 進室 | |
| 54 | 5 | | はあと・フレンズ・プロジェクトをはじめ障害のあるひとへの就労支援の更な る推進 | 障害のある人が、社会的に自立し、かつ生きがいを持って働くことができる社会の実現 に向けて、引き続き、オール京都体制での就労支援、一般就労の促進、職場定着に向け た支援、福祉的就労の底上げを図る。 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進 室 | |
| 55 | 5 | 1 | 障害のあるひとへの24時間相談体制の確立(障害者地域生活支援拠点等の整備) | 障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供し、地域における障害のある人の生活支援を図るため、全市・全ての障害のある人等を対象とした京都市障害者休日・夜間相談受付センターを1箇所設置し、土日祝日等の終日及び平日の夜間・早朝時間帯の電話・FAXによる相談を受け付ける。さらに、地域生活継続・地域移行のためのコーディネーターをモデル事業として配置し、緊急時の対応にかかる支援者へのスーパーバイズ・一人暮らし体験の場の調整等を行う。 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進室 | |
| 56 | 5 | | グループホームをはじめ障害のあるひとが地域で安心して暮らせる施設の設置 の促進 | 障害のある人が地域の中で自立した生活を送るために重要な役割を果たしている障害者グループホーム等、障害のある人が身近に利用できる施設の設置を促進する。 | 保健福祉局 | 障害保健福祉推進 室 | |
| 57 | .5 | 1 | 高齢者の生きがいづくりや就労の推進 | 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に活かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センターに対する支援を行うことにより、高齢者の多様な生きがいづくりや就労の推進に取り組んでいる。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |

| 58 | 5 | 1 | 高齢者が住み慣れた地域で、医療や介護等のサービスを切れ目なく提供する 「京都市版地域包括ケアシステム」の 構築 | 医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」について、これまでの学区や区域、市域を単位としたものに加え、日常生活圏域を標準とした会議を設置するなど、地域のネットワーク構築はもとより、地域で必要とされるサービスの把握や対応等に取り組むとともに、分野ごとのネットワークとの連携・情報共有を図り、京都市版地域包括ケアシステムの構築を一層進める。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
|----|---|---|---|---|----------------|----------|----|
| 59 | 5 | 1 | 地域社会の理解を醸成しながら、社会全体で「気づき」「つなぎ」「支える」、支援の受け手を中心としたひきこもり支援の推進 | ・ 相談しやすい全年齢型の相談窓口による充実した取組 ・ ひきこもり地域支援センターと関係機関とが連携した組織的な取組の強化 ・ 区役所・支所保健福祉センターを中核とした支援体制の構築 ・ 「よりそい支援員」による本人に寄り添う伴走型支援の充実 ・ ひきこもりに関する社会資源の更なる拡充 ・ 支援機関同士の連携を図るネットワークの構築 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 60 | 5 | 1 | 高齢・障害外国籍市民の福祉サービス利用に関する相談 | 言葉や日常生活習慣の違いのために福祉サービスの利用が困難な外国籍の高齢者や障害 のある方に対して、外国語の話せる支援員が訪問・電話相談等を行い、福祉サービスの 利用を支援する。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 61 | 5 | 1 | 高齢や障害のために、地域での生活に不安のあるひとの権利を守る「成年後見 支援センター」・「日常生活自立支援事業」による権利擁護の推進 | 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の方々など、判断能力が不十分な方々の地域 生活を支えるため、成年後見支援センターにおいて成年後見制度の普及啓発、相談対 応、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行支援など、総合的な権利擁 護を推進するとともに、国基準に基づく各区社会福祉協議会の人員増により運営体制を 強化し、日常生活自立支援事業の推進を図る。 | | 介護ケア推進課 | |
| 62 | 5 | 1 | 単身高齢者万一あんしんサービス事業 | 身寄りのない低所得の単身高齢者が亡くなった後の残置物処理や葬祭執行等の高齢者自身の不安を解消するため、利用者、京都市社会福祉協議会及び葬儀社の三者で、生前の死後事務委任契約に基づき、亡くなられた後の葬祭執行等を行う。 | 保健福祉局 | 介護ケア推進課 | |
| 63 | 5 | 1 | ヤングケアラーへの支援 | ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気付き、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・他機関協働による連携支援の推進に取り組む。また、ヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした訪問支援事業をモデル的に実施することで、家事・育児の支援を通じて対象世帯の課題やニーズの把握等に努める。 | | 子ども家庭支援課 | |
| 64 | 5 | 1 | 母子保健通訳派遣事業 | 外国人等で日本語によるコミュニケーションをとることが難しい母親のうち、周囲に支援者がいない対象者に対し、区役所・支所子どもはぐくみ室及び京北出張所におけるすべての母子保健事業に通訳派遣を委託した事業者等から通訳者を派遣することにより、育児不安を軽減し、安心して子育てができるように支援する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 65 | 5 | 1 | 総合支援学校高等部生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育・就労支援 の推進 | 総合支援学校高等部生徒の企業等への就労に向け、学校での学びを企業や関係団体との 連携による長期的・計画的な実習と組み合わせることにより、企業等で活躍できる生徒 を育成する「デュアルシステム」の更なる充実を図るとともに、高等部職業学科を中心 に地域との協力・協働のもとキャリア教育を推進する。 | 教育委員会 | 総合育成支援課 | |
| 65 | 5 | 1 | 高齢者及び障害者に配慮した住宅の普及促進や高齢者及び障害者が賃貸住宅へ 円滑に入居するための支援の充実 | 不動産関係団体及び福祉関係団体との協働により、住宅と福祉の両面から、高齢者及び障害者の入居を拒まない民間の賃貸住宅の普及を促進するとともに、高齢者及び障害者が安心してこれらの住宅に入居できるよう、高齢者及び障害者向けの住宅情報の提供を行う。さらに、単身高齢者等に低廉な空き物件の紹介と日常的な生活相談や見守り等を行う高齢者すまい・生活支援事業について、事業内容の検証等を行い、継続的・発展的に取り組める、持続可能な事業スキームを構築する。 | 都市計画局 | 住宅政策課 | |
| 66 | 5 | 1 | 困難な問題を抱える女性に対する支援事業 | 令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、包括的な女性支援窓口を設置し、これまでのDV相談支援センターの運営で培ってきた支援機関のネットワークや支援ノウハウを生かしながら、支援対象者が安全かつ安心できる環境の下で自立して暮らせるよう伴走型の支援を実施する。 〈主な支援内容〉 カウンセリング、精神科医による診察の提供、安全確保、各種行政支援の情報提供や手続等への同行、その他住居、就労、生活全般の自立支援 | | 共生社会推進室 | 新規 |

② ひとり親家庭の生活の安定と自立促進

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|--|--|----------------|----------|----|
| 67 | 5 | 2 | ひとり親家庭等医療費支給事業 | | 子ども若者はぐく み局 | l | |
| 68 | 5 | 2 | ひとり親家庭支援センター運営 | ひとり親世帯の就業・自立に係る相談や技能習得を図り、ひとり親相互の交流を深める 施設として運営する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 69 | 5 | 2 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | ひとり親家庭等の方が、就職活動、疾病、出張等により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣等を行うことにより日常生活の支援を行う。また、未就学児又は小学生を養育しているひとり親家庭については、帰宅時間が遅くなる等、就業を理由として定期的に家事援助、保育サービスを提供する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 70 | 5 | 2 | 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業(自立支援教育訓練 給付金事業・高等職業訓練促進給付金等事業) | ひとり親家庭の親が技能習得を行う際に給付金を支給する。 (これまで母子家庭の母のみを対象としていたが、平成25年度から、父子家庭の父にも拡大) | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 71 | 5 | 2 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 | ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立を支援し、生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために、各種資金の貸付けを行う(平成26年10月から父子家庭にも対象を拡大。)。 | 子ども若者はぐく み局 | | |
| 72 | 5 | 2 | 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ひとり親家庭の親及び児童が高卒認定試験合格のための講座 (通信講座を含む。) を受講修了時及び、合格時に受講費用の一部を支給する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 73 | 5 | 2 | 市営住宅特定目的優先入居(ひとり親世帯)の募集 | 市営住宅の入居者募集の際に、ひとり親世帯の優先募集枠を設ける。 (事務は子ども若者はぐくみ局が担当し、保健福祉センター等が窓口) | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |
| 74 | 5 | 2 | ひとり親家庭に対する相談・支援の強化 | ひとり親家庭に対する相談・支援について、京都市ひとり親家庭支援センターや各種支援策の認知度向上に向け、情報誌の発行、ホームページや、区役所・支所におけるチラシ配布等による情報発信を行う。また、ひとり親家庭への子育て支援や生活支援とともに就業支援や養育費の確保も含めた経済的基盤の充実に向けた取組等を推進する。 | 子ども若者はぐく み局 | 子ども家庭支援課 | |

③ 性の多様性や性的少数者に関する理解の促進と困難の解消に向けた支援

| N | lo. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|---|-----|-----------|----------|---------------------|---|-------|---------|----|
| | 75 | 5 | 3 | LGBT等の性的少数者に係る取組の推進 | LGBT等の性的少数者の方が安心して、生き生きと暮らせるように、引き続き、市民や企業等に対する意識啓発に取り組むとともに、国や他都市の取組状況も調査、研究しながら、課題の解決に向け、パートナーシップ宣誓制度の更なる活用などについて検討を行う。また、「誰ひとり取り残さない」共生社会の実現を目指して、性の多様性の理解と性的少数者の社会参加の促進に資する取組として、啓発事業、性的少数者の意見交換等の交流の「場」としてのコミュニティースペースの実施等を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

基本目標3 誰もが人権を尊重され、また健康的に暮らせる社会の実現

施策の方針6 人権尊重に向けた広報・啓発及び教育

① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|---------------------------------|---|-------|---------|----|
| 1 | 6 | 1 | 女性に対する暴力をなくす運動 | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日~25日)において、市民しんぶんや市役所、区役所・支所におけるパネル展示等を通じた広報啓発活動を実施する。 期間中、京都府や児童虐待の部署との連携により啓発を行う。 ウィングス京都のパープルリボン月間においてパネル展示等を実施する。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 2 | 6 | 1 | 交際相手等からの暴力に関する若年層への啓発の推進 | 「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日~25日)を中心に若年層を対象としたパネル展示や啓発冊子の配布を行う。 平成28年度に制作した、中学生及び高校生等を対象としたDVDの使用を働きかけ、若年層におけるデートDVの啓発を実施する。中学校や高校に専門講師を派遣し、生徒や教師に対してデートDV予防講座を実施する。 KYO-DENT (「大学のまち京都・学生のまち京都」アプリ)を活用し、大学生に向けた情報を発信する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 3 | 6 | 1 | 男女共同参画センター「情報提供事業」 | 啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。 図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 4 | 6 | 1 | 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 | 市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について 考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を年2回発 行する。 ※なお、きょう☆COLORに掲載する内容については、京都市人権文化推進計画の 人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで掲載するため、「第5次京都市 男女共同参画推進計画」に基づく年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで掲載 するものではない。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 5 | 6 | 1 | 男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣 | 企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財) 京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する(男女共同参画センター内でも定期開催)。 ○テーマ ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに? | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 6 | 6 | 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の「見える化」のための広報啓発 | 各種媒体やポータルサイト(京都style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEB/令和元年度にリニューアル)を活用し、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進や働き方改革、女性活躍の取組を実践する企業の取組等の「見える化」を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 7 | 6 | 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進 | 家事・育児・介護等への男性の参加を促進するための講座等を実施し、「真のワーク・ライフ・バランス」の実践促進を図る。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 8 | 6 | 1 | 男女共同参画センター「学習・研修事業」 | 男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯 学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 9 | 6 | 1 | 企業向け人権啓発講座の開催 | 企業に社会的責任 (CSR) の一環として「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に取り組んでもらえるよう、講座の開催を通じて男女共同参画意識の醸成に向けた周知・啓発を行う。 ※なお、企業向け人権啓発講座については、京都市人権文化推進計画の人権に関わる各重要課題の中から毎年テーマを選んで実施するため、令和6年度推進計画の期間中に必ずしもこのテーマで実施するものではない。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |

| 10 | 6 | 1 | 図書館サービスの提供 | 各図書館から全館の蔵書検索・予約・貸出・返却などを行えるシステム「京・ライブラリーネット」が整備されている。また、インターネットから蔵書検索・予約・電子書籍の利用を可能とするなど、便利で充実したサービスを提供するとともに、レファレンス(相談・調査業務)等による様々なニーズに対応し、これらの機能を活用した関連情報の提供等を行っていく。加えて、京都市文化市民局と連携し、各図書館で男女共同参画の更なる啓発を目的とした企画展示を実施する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 施設運営担当 各図書館 共生社会推進室 | |
|----|---|---|---------------------------------------|---|-------|------------------------------------|--|
| 11 | 6 | 1 | 家庭での家事・子育て、仕事、地域活動など、女性の様々な"輝き方"の情報発信 | 家事・子育て、仕事、地域活動などにおいて女性などが活躍する姿を移住ポータルサイト「住むなら京都 (みやこ)」で発信するとともに、子育てや様々な活動に役立つ情報も併せて発信する。 | 総合企画目 | 総合政策室(人口戦略担当) | |

② 男女共同参画に関する調査・研究の推進

| No | . h | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|----|-----|-----------|----------|--------------------|--|-------|---------|----|
| | 12 | 6 | 2 | 男女共同参画センター「調査研究事業」 | 京都市の男女共同参画推進における課題を検討分析し、市民ニーズを把握することで、施策の検討等に京都市の特性を活かせるよう調査研究を行う。 | | 共生社会推進室 | 再掲 |
| | 13 | 6 | 2 | 女性の人権問題の研究 | 世界人権問題研究センターにおいて、女性の人権について、労働、教育、歴史、宗教、法律などの分野にわたり学際的な視点から共同研究を行い、あわせてアジアの女性の人権と開発についても、調査研究を行う。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |

③ 京都市男女共同参画センター(ウィングス京都)を拠点とした啓発

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|--------------------------|--|-------|---------|----|
| 14 | 6 | 3 | 男女共同参画センター「情報提供事業」 | 啓発誌「男女共同参画通信」等の作成・配布を行うほか、ウィングス京都のホームページやメールマガジン等において男女共同参画に関する様々な情報を提供する。 図書情報室における男女共同参画に関する資料の収集・提供を行うとともに、市図書館との連携・協働により、各図書館において、図書情報室の専門性をいかした男女共同参画に関する企画展を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 15 | 6 | 3 | 男女共同参画センター「学習・研修事業」 | 男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯 学習に関する講座、大学・企業等との連携講座を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 16 | 6 | 3 | 男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣 | 企業、市民団体、学校等が行う男女共同参画に関する学習会等へ(公財) 京都市男女共同参画推進協会職員を講師として派遣し、男女共同参画に関する啓発を行う「みんなで考える男女共同参画講座」を実施する (男女共同参画センター内でも定期開催)。 ○テーマ ・男女共同参画とは ・男女平等教育を考える ・DVを知る・考える・セクシャル・ハラスメント ・働くあなたのワークライフバランス・防災と男女共同参画 ・LGBTってなに? | | 共生社会推進室 | 再掲 |

④ 学校や地域、家庭が一体となった教育の推進

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|-------------------------|---|-------|----------------------------|----|
| 17 | 6 | 4 | 地域コミュニティ活性化施策の推進 | 地域コミュニティサポートセンターにおける自治会・町内会の組織運営等の課題解決に向けた支援や各種啓発活動、地域活動支援(助成)など、地域住民が主体となって進める活動を支援する。 | 文化市民局 | 地域自治推進室 (地域づくり推進 担当) | 再掲 |
| | | _ | | 男女平等に関わる教育の視点からの教育活動の見直し及び校内研修の実施を推進する | 教育委員会 | 学校指導課(人 | |
| 18 | 6 | 4 | 学校における男女平等教育の推進 | とともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図る。 | 教育委員会 | 総合教育センター | |
| 19 | 6 | 4 | 「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進 | 管理職や教職員への研修において、男女平等に関わる教育をはじめ、様々な人権教育 研修を実施し、認識の深化と指導力の向上を図る。 | 教育委員会 | 学校指導課(人権) | |
| 20 | 6 | 4 | 学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進 | ・PTA活動における取組の推進 人権月間におけるオンライン人権学習会、各PTA活動における研修会などにおいて、啓発活動を推進する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推進 担当 | |
| 21 | 6 | 4 | 家庭教育講座の充実 | 今日的教育課題や学校・地域の実情に即したテーマを定めた学習会を実施する。 | 教育委員会 | 生涯学習部 学校地域協働推進 担当 | |

⑤ 性に関する多様な悩みを解決するための相談

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|--------------------------------|---|------------|-------------------|----|
| 22 | 6 | 5 | 男女共同参画センター「相談事業」 | ウィングス京都において、男女の様々な悩みに関する相談を実施する。 (「一般相談(女性のための相談)」、「専門相談(女性への暴力相談、女性のため の法律相談、男性のための相談、男性のための電話相談)」) | 文化市民局 | 共生社会推進室 | 再掲 |
| 23 | | 5 | 京都市男女共同参画苦情等処理制度の運用 | 京都市男女共同参画推進条例に基づく苦情・要望等処理制度により、性別による人権 侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関する苦情や要望について、適切な処理を実施する。 | 文化市民局 | 共生社会推進室 | |
| 24 | | 5 | 京都市民法律相談 | 京都市民法律相談(夜間電話相談を含む)を消費生活総合センター及び区役所・支所で実施する。 | 文化市民局 | 消費生活総合センター | |
| 25 | 6 | 5 | 消費生活相談体制の充実・強化 | 情報通信技術の高度化や、社会経済情勢の変化による消費者の多様化・複雑化に伴う相談内容の多様化・複雑化に的確に対応できる仕組みを整備し、消費者被害の救済について積極的に対応するとともに、トラブルに遭った際にすぐ相談できるよう、消費生活総合センターの認知度の向上に取り組む。 | 文化市民局 | 消費生活総合センター | |
| 26 | 6 | 5 | きょう ほっと あした 〜くらしとこころの総合相談会〜 | 様々な悩みを抱える市民に寄り添い、1つの会場でいずれかの相談員がお話を傾聴し、今後の暮らしやこころのあり方等を一緒に考える機会とする。 (1) 弁護士・司法書士によるくらしの相談 (2) 心理士によるこころの相談 (3) 僧侶によるいのちの相談 (4) 職場のメンタルヘルス相談(京都産業保健総合支援センター産業カウンセラー) (5) 保健師によるからだとこころの健康相談 (6) 自死遺族、遺族相談(自死遺族サポートチーム) ※ 一人につき概ね40分程度 ※ 相談無料 | 保健福祉局 | こころの健康増進センター | |
| 27 | 6 | 5 | 地域社会全体で取り組む自殺総合対策の推進 | 「きょう いのち ほっとプラン(京都市自殺総合対策推進計画)」に基づき、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における重点的な普及啓発をはじめ、「きょう・こころ・ほっとでんわ」等の地域における相談体制を維持し、地域で気づきと見守りの中心的役割を担うゲートキーパーの養成等の様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺総合対策を推進し、家庭、学校、職場、民間団体等と連携した地域社会全体の取組として、自殺者数の減少を図る。 | | 障害保健福祉推進 室 | |
| 28 | 6 | 5 | 親と子のこころのほっとライン | 子育てや親子の関係、友人関係、学校のこと等、様々な悩みに直面しながら、身近に相談できる相手がなく、一人で悩んでいる「親」と「子」を対象に、研修を受けたボランティアが電話相談に当たり、子育て支援並びに子ども達の健全育成を図るとともに相談員の生涯学習に寄与する。(「親と子のこころの電話」と「子育てほっとダイヤル(こどもみらい館)」を統合し、令和2年4月1日から実施) | 子ども若者はぐくみ局 | 育成推進課 | |
| 29 | | 5 | 温もりのある地域づくり推進事業 | 隣のおばちゃんとして地域社会における支えとしての温もりの電話相談事業を運営する。(相談:生活の知恵、人間関係、子育てなど) | 教育委員会 | 生涯学習部 生涯学習推進担当 | |

施策の方針7 性に関する理解・尊重と、心と体の健康づくり

① 性に関する情報提供・相談

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|---------------------------|--|----------------|---------|----|
| 28 | 7 | 1 | 性感染症等の予防・相談 | 性感染症やエイズについての予防知識の普及啓発や相談を実施する。 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | |
| 29 | 7 | 1 | 性感染症・HIV (エイズ) の検査体制の充実 | HIVや性感染症について不安のある方に対し、検査を実施する。 ・平日昼間検査委託医療機関(入札により決定) 月4回(月曜日) ・平日夜間検査 月2回(月曜日) ・土日検査(委託医療機関(入札により決定)) 土曜又は日曜のいずれか月4回 (令和3年度から全ての検査を委託医療機関において実施。) | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | |
| 30 | 7 | 1 | 青少年活動センターにおける啓発、居場所の提供の実施 | 南青少年活動センターにおいて、10代及び20代の若者を対象に性感染症予防やデート DVの予防のため啓発事業を行う。恋愛やセクシュアルヘルス課題について気軽に相 談できる場所を提供する。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 育成推進課 | 再掲 |

② 人権尊重の精神に基づく性教育の推進

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|-----|--|-----|---------|----|
| 3 | 1 7 | 2 | | 児童生徒に対して、その発達段階に応じて、人間の性に関する事柄、性行動に伴うリスクを正しく理解させるとともに、その基礎となる自尊感情や人間関係を築く資質や能力、生命を尊重する態度等を育成し、人間としての生き方、家庭や社会の一員としてのあり方などについて十分に学ばせ、自他の生命や人格を尊重する態度を養うための性に関する指導を推進する。 | | 体育健康教育室 | 再掲 |

③ 男女それぞれに特有な病気の予防対策

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|------------------|--|-------|---------|----|
| 32 | 7 | 3 | 乳がん検診 子宮頸がん検診 | 40歳以上の女性市民(ただし、子宮頸がん検診は20歳以上)を対象に検診を実施する。(受診間隔は2年に1回) | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 33 | 7 | 3 | 乳がん啓発活動の実施 | 専門医やNPO、企業、学生、行政等が連携して、乳がんの早期発見・早期治療を啓発する「ビンクリボン活動」に取り組んでおり、京都市もその活動に参画し、乳がん罹患に関するブレスト・アウェアネスの啓発や、乳がん検診の受診率の向上に努め | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 34 | 7 | 3 | 前立腺がん検診 | 50歳以上の男性市民を対象に検診を実施する。(受診間隔は2年に1回) | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 35 | 7 | 3 | がん検診推進事業 | 新たに対象年齢になる方(子宮頸がん:20歳、乳がん:40歳)に対して、本市のがん検診を無料で受診できる「無料クーポン券」を配布する。 また、国民健康保険加入全世帯に対して、「がん検診ガイド」を送付し、子宮頸がん検診、乳がん検診をはじめとした、各種がん検診の受診率の向上に努める。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 36 | 7 | 3 | 子宮頸がん予防接種 | 当該年度内に 12 歳~ 16 歳となる女性を対象に、予防接種法その他の関係法令に基づき、子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を実施する。また、平成 25 年度~令和 3 年度の期間、全国的に積極的な勧奨が差控えられていたことにより、接種機会を逸した可能性のある平成 9 年~平成 20 年度生まれの女性に対しても、令和 4 年8月 10 日から令和 6 年度末まで、救済措置(=キャッチアップ接種)として予防接種法上の定期接種を最大 3 回実施する(すでに定期接種を実施された方は対象外)。加えて、過去に定期接種対象年齢後に自費で任意接種をされた方についても、接種費用の償還払いを令和 6 年度末まで実施する。 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | |
| 37 | 7 | 3 | 子宮頸がん予防啓発活動の実施 | 京都新聞が実施する女性向けの健康づくりの企画に併せて、本市の子宮頸がん検診の広報や、専門医による子宮頸がんの早期検診・早期発見・早期治療のための普及啓発活動を実施する。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 38 | 7 | 3 | 骨密度測定の実施 | 地域のイベント等に出向いて、骨密度測定を実施し、骨粗しょう症予防について普 及・啓発を行う。 | | 健康長寿企画課 | |

④ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進

| No. | 施策の 方針 | 推進 施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|----------|----------------------|---|-------|------------------|----|
| 39 | 7 | 4 | こころの健康増進センターでの相談事業 | 医師、心理士、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する 相談を実施する。 (電話又は来所) | 保健福祉局 | こころの健康増進 センター | |
| 40 | 7 | 4 | 精神保健福祉相談 | 区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課において、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等によるこころの相談を実施する。 | 保健福祉局 | こころの健康増進 センター | |
| 41 | 7 | 4 | 青年期健康診査 | 18歳から39歳までの市民で、会社等で健康診査を受ける機会のない方を対象に健康診査を実施する。 | | 健康長寿企画課 | |
| 42 | 7 | 4 | スクールカウンセラーの全市立学校への配置 | 全市立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図る。 | 教育委員会 | 生徒指導課 | |
| 43 | 7 | 4 | 心の健康に関する学校教育の取組 | 各学校において、体育科・保健体育科の授業の中で、心と体の関わりについて理解を 深め、不安や悩み、ストレスに対処できる力を育む指導を学習指導要領に基づき実施 する。 | 教育委員会 | 体育健康教育室 | |

⑤ 妊娠・出産期における健康管理の支援

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|----------------------------|---|----------------|----------|----|
| 44 | 7 | 5 | 成人・妊婦歯科相談 | 妊産婦及び18歳以上の市民を対象に、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・相談・指導を実施する。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 45 | 7 | 5 | ふれあいファミリー食セミナー(プレママ・パパコース) | 出産を控えた夫婦を対象に、妊娠期に必要な栄養の知識とそれらを日常の食生活で摂 取する方法について、旬の食材や身近な食材を用い、調理実習を通じて学習する。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 46 | 7 | 5 | 風しん抗体検査 | 風しん予防対策の一環として妊娠を希望する女性等を対象に、協力医療機関において 無料で抗体検査を実施する。 | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | |
| 47 | 7 | 5 | 風しん予防接種の一部公費負担の実施 | 風しん抗体検査の結果、抗体が十分でないと判定された、妊娠を希望する女性等を対象に、風しん予防接種の一部公費負担を実施する。(使用ワクチンはMR (麻しん風しん混合ワクチン)) | 保健福祉局 | 医療衛生企画課 | |
| 48 | 7 | 5 | 母子健康手帳 | 各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び京北出張所で母子健康手帳、 妊産婦健康診査受診券綴及び予防接種受診券綴を交付する。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 49 | 7 | 5 | 妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等対策 | 母子健康手帳の「妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)(疑)連絡票」によって届け出た 妊産婦に対し、子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問指導を実施する。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 50 | 7 | 5 | 妊産婦健康診査 | 母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診券綴を併せて交付し、妊娠期間中14回分の妊婦健康診査(多胎妊娠の場合は追加交付)及び産後概ね1か月で行う産婦健康診査の受診について公費負担を行う。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 51 | 7 | 5 | すくすく子育で情報発信事業 | 妊婦にやさしい環境づくりのシンボルマークである「マタニティ・マーク」を使用し、公共機関等において妊婦に対する社会的配慮についての普及啓発を行うほか、「マタニティ・マーク」を使用した「プレママバッジ」と妊娠中からの子育て情報をまとめた冊子「赤ちゃんといっしょ」を、母子健康手帳と併せて妊婦に交付する。 | | 子ども家庭支援課 | |
| 52 | 7 | 5 | 親子の健康づくり講座(プレママ・パパ教室) | 妊婦とその家族を対象として、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健等に 関する講習等を実施する。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 子ども家庭支援課 | |

⑦ 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援

| No. | 施策の 方針 | 推進施策 | 事業名 | 令和6年度事業概要 | 所管局 | 課等 | 備考 |
|-----|-----------|------|--|---|-----------------|----------|----|
| 53 | 7 | 6 | ふれあいファミリー食セミナー (すくすくコース・わんぱくコース) | ・すくすくコース 乳児の保護者を対象に、子どもの発達発育に合わせた離乳食の進め方等の講話、デモンストレーション、個別相談等を行う。・わんぱくコース 幼児及びその保護者を対象に食材学習及び調理実習を行う。 | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 54 | 7 | 6 | 乳幼児歯科相談 | 0歳から就学前の乳幼児を対象に、歯科医師・歯科衛生士による歯科健診・相談・指導を実施する。 (予約制) | 保健福祉局 | 健康長寿企画課 | |
| 55 | 7 | 6 | 京都市急病診療所等の運営 | 休日等の初期救急医療に対応するため、急病診療所(小児科、内科、眼科、耳鼻咽喉科)(中京区)及び休日急病歯科診療所(中京区)を運営する。 | | 医療衛生企画課 | |
| 56 | 7 | 6 | 親子の健康づくり講座(親子で楽しむ健康教室) | 乳幼児とその保護者を対象として、乳幼児期からの生活習慣病対策、家族や地域ぐる みの健康づくり等を目的とした講座等を実施する。 | 子ども若者はぐくみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 57 | 7 | 6 | 京 (みやこ) あんしんこども館 (子ども保健医療相談・事故防止センター) の運営 | 子どもの病気や発育といった育児における悩みや不安についての小児科医等による保健医療相談や、子どもの心肺蘇生講習会や自転車用へルメットとチャイルドシートの使用講習会の開催、家庭を再現したモデルルーム等を活用した子どもの事故防止の普及・啓発等を実施する。 | | 子ども家庭支援課 | |
| 58 | 7 | 6 | 親子すこやか教室 | 乳幼児健康診査等から把握した、子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じ、心理的 負担の強い保護者とその子どもを対象としてグループワークや交流を行う。集団活動 の場を通した体験の場を提供しながら継続的な支援を行うことで、乳幼児の健全な発 育・発達の促進を図る。 | 7 11 3 # # 11 2 | 子ども家庭支援課 | |
| 59 | 7 | 6 | 乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査 | 生後4か月、8か月、1歳6か月、3歳の乳幼児を対象に、健康診査、保健指導を実施する。 | ナとも右右はく くみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 60 | 7 | 6 | 新生児等訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を子どもはぐくみ室及び京北出張所職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行う。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 61 | 7 | 6 | 新生児聴覚検査費助成事業 | 先天性難聴の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成する。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 子ども家庭支援課 | |
| 62 | 7 | 6 | 乳幼児関係者に対する救命講習の実施 | 乳幼児が事故等により呼吸や心臓が止まった時、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人による応急手当が実施できるよう心肺蘇生法等の救命講習を実施する。 | 消防局 | 教育管理課 | |
| 63 | 7 | 6 | 1 か月児健康診査 | 主に医療機関で受診する1か月児健康診査(健診内容:身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見、子どもの健康状態や育児相談等)についての費用を助成する。 | 子ども若者はぐ くみ局 | 子ども家庭支援課 | |